

第10号議案

府中市民保養所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

市民保養所やちほの運営方法の見直しに伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市民保養所条例の一部を改正する条例

府中市民保養所条例（昭和44年3月府中市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「府中市民」を「市民」に、「利用」を「使用」に改める。

第8条を次のように改める。

（使用料）

第8条 第3条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

第9条の見出し及び同条第1項中「利用料金」を「使用料」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第10条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に、「指定管理者」を「市長」に改める。

第11条中「使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改める。

第13条から第15条までを削り、第16条を第13条とする。

別表を次のように改める。

別表（第8条）

保養所使用料

区分		宿泊料（1人1泊食事を除く。）		休憩料（1人1回）
市民、姉妹都市住民及び友好都市住民並びに市内在勤者及びその家族	大人（中学生以上）	1室を2人以上で使用する場合	3,000円	200円
		1室を1人で使用する場合	5,500円	
	子供（小学生以下）	1,500円		100円

その他の者	大人（中学生以上）	1室を2人以上で 使用する場合	5,000円	600円
		1室を1人で使用 する場合	7,500円	
	子供（小学生以下）		2,500円	300円

備考

- 1 市民とは、次の各号の一に該当する者をいう。
 - (1) 府中市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 前号に規定する者に扶養され、教育又は治療を受けるため市外に居住している者
 - (3) その他特別の理由により市外に居住している者
- 2 姉妹都市住民及び友好都市住民とは、府中市と姉妹都市関係にある自治体に居住している者及び友好都市関係にある自治体に居住している者をいう。
- 3 市内在勤者及びその家族とは、次の各号の一に該当する者をいう。
 - (1) 府中市内の事業所等に勤務し、その旨を証する書面の提出ができる者
 - (2) 前号に規定する者に扶養され、かつ、その生計を一にしている旨を証する書面の提出ができる者

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新	旧
<p>（使用期間）</p> <p>第4条 省 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市民</u>、姉妹都市住民及び友好都市住民以外の者は、7月21日から8月31日まで及び12月25日から1月7日までの期間は使用することができない。ただし、<u>使用</u>の状況に応じ空室がある場合は、この限りでない。</p> <p>（使用料）</p> <p><u>第8条 第3条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。</u></p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第9条 3歳未満の子供が使用するときは、<u>使用料</u>を免除する。ただし、大人と同等の役務の提供を必要とするときは、この限りでない。</p>	<p>（使用期間）</p> <p>第4条 省 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>府中市民</u>、姉妹都市住民及び友好都市住民以外の者は、7月21日から8月31日まで及び12月25日から1月7日までの期間は使用することができない。ただし、<u>利用</u>の状況に応じ空室がある場合は、この限りでない。</p> <p>（利用料金）</p> <p><u>第8条 第3条の許可を受けた者は、指定管理者（第13条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第10条までにおいて同じ。）に、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。</u></p> <p><u>2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。</u></p> <p><u>3 利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p>（利用料金の減免）</p> <p>第9条 3歳未満の子供が使用するときは、<u>利用料金</u>を免除する。ただし、大人と同等の役務の提供を必要とするときは、この限りでない。</p>

新	旧
<p>2 前項に規定するもののほか、<u>市長</u>が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を免除することができる。</p> <p>(<u>使用料の不還付</u>)</p> <p>第10条 既に納入した<u>使用料</u>は、還付しない。ただし、<u>市長</u>が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。</p> <p>(<u>使用权の譲渡禁止</u>)</p> <p>第11条 <u>使用者</u>は、その使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、<u>指定管理者</u>が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を免除することができる。</p> <p>(<u>利用料金の不還付</u>)</p> <p>第10条 既に納入した<u>利用料金</u>は、還付しない。ただし、<u>指定管理者</u>が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。</p> <p>(<u>使用权の譲渡禁止</u>)</p> <p>第11条 <u>使用の許可を受けた者</u> (以下「<u>使用者</u>」という。) は、その使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(<u>指定管理者による管理</u>)</p> <p><u>第13条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、保養所の管理運営に関する業務のうち、保養所の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務その他市長が必要と認める業務を行わせることができる。</u></p> <p>2 <u>市長は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。</u></p> <p>(1) <u>第3条の規定により、保養所の使用の許可をするこ</u></p>
<p>(削 除)</p>	

新

旧

(削除)

と又は第6条の規定により、同条各号のいずれかに該当すると認めるときに、保養所の使用の許可をしないこと。

(2) 第7条の規定により、同条各号のいずれかに該当すると認めるときに、保養所の使用条件を変更し、又は使用許可を取り消すこと。

3 前項第1号の業務を指定管理者が行う場合において、申請に係る保養所の施設を市長が必要と認める事業に使用するときには、指定管理者は、使用の許可をしないことができる。

(管理運営の基準)

第14条 指定管理者は、次に掲げる基準により、保養所の管理運営に関する業務を行わなければならない。

(1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。

(2) 市民の平等な利用を確保すること。

(3) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。

(4) 保養所の施設、設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

(5) 業務に関連して取得した利用者の個人に関する情報

新

旧

(削 除)

を適切に取り扱うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、別途市長が定める管理運営に関する基準を満たすこと。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理)

第15条 府中市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年6月府中市条例第11号。以下「手續条例」という。)第9条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部(利用料金の收受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の理由により管理業務の全部若しくは一部を行うことが困難となつた場合において、市長が手續条例第10条の規定により、保養所の管理業務の全部又は一部を自ら行うときは、新たに指定管理者を指定し、若しくは当該停止の期間が終了し、又は当該天災その他の理由が消滅するまでの間、市長は、別表に定める額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。

2 前項の場合にあつては、第8条第1項、第9条及び第10条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中「指定管理者(第13条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第10条までにおいて同

新

旧

(委任)

第13条 省略
別表(第8条)

保養所使用料

区分		宿泊料(1人1泊食事を除く。)		休憩料(1人1回)
市民、姉妹都市住民及び友好都市住民並びに市内在勤者及びその家族	大人(中学生以上)	1室を2人以上で使用する場合	3,000円	200円
		1室を1人で使用する場合	5,500円	
	子供(小学生以下)		1,500円	100円

じ。)」とあるのは「市長」と、「その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、第9条及び第10条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表中「保養所利用料金」とあるのは「保養所使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 省略
別表(第8条、第15条)

保養所利用料金

区分				やちほ
市民、姉妹都市住民及び友好都市住民	大人(中学生以上)		1室を3人以上で使用する場合	円 3,000
			1室を2人で使用する場合	4,550
			1室を1人で使用する場合	5,500
		子供(小学生以下)		1,500
宿泊料			1室を3人以上で使用する場合	5,500

新

その他の者	大人(中学生以上)	1室を2人以上で使用する場合	5,000円	600円
		1室を1人で使用する場合	7,500円	
	子供(小学生以下)		2,500円	

旧

(1人1泊食事を除く。)	市民以外の者	市内在勤者及びその家族	大人(中学生以上)	1室を2人で使用する場合	6,850
				1室を1人で使用する場合	8,250
		子供(小学生以下)		2,750	
		その他の者	大人(中学生以上)	1室を3人以上で使用する場合	11,000
				1室を2人で使用する場合	12,000
			1室を1人で使用する場合	13,000	
	子供(小学生以下)		5,500		
	休憩料(1人1回)	市民、姉妹都市住民及び友好都市住民		大人(中学生以上)	200
				子供(小学生以下)	100
		市民以外の者	市内在勤者及びその家族	大人(中学生以上)	300
子供(小学生以下)				150	
その他の者			大人(中学生以上)	600	
			子供(小学生以下)	300	

備考

- 1 市民とは、次の各号の一に該当する者をいう。
 - (1) 府中市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 前号に規定する者に扶養され、教育又は治療を受けるため市外に居住している者
 - (3) その他特別の理由により市外に居住している者
- 2 姉妹都市住民及び友好都市住民とは、府中市と姉妹都市関係にある自治体に居住している者及び友好都市関係にある自治体に居住している者をいう。

新

- 3 市内在勤者及びその家族とは、次の各号の一に該当する者をいう。
- (1) 府中市内の事業所等に勤務し、その旨を証する書面の提出ができる者
 - (2) 前号に規定する者に扶養され、かつ、その生計を一にしている旨を証する書面の提出ができる者

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

旧

備考

- 1 市民とは、次の各号の一に該当する者をいう。
- (1) 府中市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されているもの
 - (2) 前号に規定する者に扶養され、教育又は治療を受けるため市外に居住しているもの
 - (3) その他特別の理由により市外に居住している者
- 2 姉妹都市住民及び友好都市住民とは、府中市と姉妹都市関係にある自治体に居住している者及び友好都市関係にある自治体に居住している者をいう。
- 3 市内在勤者及びその家族とは、次の各号の一に該当する者をいう。
- (1) 府中市内の事業所等に勤務し、その旨を証する書面の提出ができるもの
 - (2) 前号に規定する者に扶養され、かつ、その生計を一にしている旨を証する書面の提出ができるもの